

議案第 2 号

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

平成 2 2 年 1 月 2 7 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町温水プールの管理及び運営を平成 2 2 年 4 月 1 日
から指定管理者が行うことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるから
である。

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例（平成 7 年大口町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例

第 1 条から第 9 条までの規定中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 1 条中「昭和 22 年法律第 67 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「設置及び管理」を「設置、管理及び運営」とする。

第 4 条を次のように改める。

（施設の管理及び運営）

第 4 条 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、温水プールの設置の目的を効果的に達成するため、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に温水プールの管理及び運営を行わせるものとする。

第 11 条及び第 12 条を削除する。

第 10 条中「第 8 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 9 条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 12 条とする。

第 8 条を第 11 条とし、第 5 条から第 7 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 3 条を加える。

（指定管理者の指定の手續等）

第 5 条 指定管理者の指定の手續等は、大口町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 15 年大口町条例第 28 号。以下「手續条例」という。）の規定に基づき、行うものとする。

（指定管理者の管理の基準）

第 6 条 指定管理者は、施設の管理及び運営をこの条例並びに手續条例及び手續

条例に基づく規則に従い、行うものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第7条 指定管理者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 別表に掲げる温水プールの利用施設及び附属設備（以下「利用施設等」という。）の利用の許可、取消し等に関する業務
- (2) 利用施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務
- (3) 施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認める業務

別表中「（第9条関係）大口町温水プール使用料」を「（第12条関係）大口町温水プール利用料金」に、区分の項中「温水プール個人使用料」を「温水プール個人利用料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の大口町温水プールの設置及び管理に関する条例第5条第1項の規定による許可を受けている者は、この条例による改正後の大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 3 新条例第12条第1項の規定による利用料金の適用については、この条例の施行の日以後に許可を受けた者について適用し、同日前に許可を受けた者については、なお従前の例による。

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例新旧対照表

新	旧
<u>大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2の規定に基づき、大口町温水プール（以下「温水プール」という。）の<u>設置、管理及び運営</u>について必要な事項を定めるものとする。 <u>(施設の管理及び運営)</u> 第4条 大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、温水プールの設置の目的を効果的に達成するため、<u>法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に温水プールの管理及び運営を行わせるものとする。</u> <u>(指定管理者の指定の手続等)</u> 第5条 <u>指定管理者の指定の手続等は、大口町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年大口町条例第28号。以下「手続条例」という。）の規定に基づき、行うものとする。</u> <u>(指定管理者の管理の基準)</u> 第6条 <u>指定管理者は、施設の管理及び運営をこの条例並びに手続条例及び手続条例に基づく規則に従い、行うものとする。</u> <u>(指定管理者の業務の範囲)</u> 第7条 <u>指定管理者は次に掲げる業務を行う。</u> (1) <u>別表に掲げる温水プールの利用施設及び附属設備（以下「利用施設等」という。）の利用の許可、取消し等に関する業務</u> (2) <u>利用施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収等に関する業務</u> (3) <u>施設の点検、清掃、保安警備、修繕その他の維持管理に関する業務</u> (4) <u>その他教育委員会が必要と認める業務</u> <u>(利用の許可)</u> 第8条 温水プール（ロッカーを含む。）を利用又は専用しようとするものは、あらかじめ<u>指定管理者の許可</u>を受けなければならない。 <u>2 指定管理者は、前項の許可に際し利用の範</u>	<u>大口町温水プールの設置及び管理に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大口町温水プール（以下「温水プール」という。）の<u>設置及び管理</u>について必要な事項を定めるものとする。 <u>(施設の管理)</u> 第4条 <u>温水プールの管理に関する事務は、大口町教育委員会(以下「教育委員会」という。)において行うものとし、その管理を委託することができるものとする。</u> <u>(利用の許可)</u> 第5条 温水プール（ロッカーを含む。）を利用又は専用しようとするものは、あらかじめ<u>教育委員会の許可</u>を受けなければならない。 <u>2 教育委員会は、前項の許可に際し利用の範囲、</u>

新	旧
囲、時間、その他管理上必要な条件を付すことができる。 (利用の不許可) <u>第9条</u> 指定管理者は、温水プール（ロッカーを含む。）を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があるときは、利用を許可しない。 (利用者の義務) <u>第10条</u> 利用者は、温水プール（ロッカーを含む。）の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び<u>指定管理者</u>の指示に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) <u>第11条</u> 指定管理者は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。 (利用料金) <u>第12条</u> 利用者は、別表に定める<u>利用料金</u>を前納しなければならない。 <u>2</u> <u>指定管理者</u>が、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の<u>利用料金</u>を減免することができる。 (損害賠償) <u>第13条</u> 利用者が故意又は過失によって、施設又は附属設備等をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。 <u>2</u> 教育委員会は、<u>第11条</u>の規定に基づく利用の取消し等によって利用者がこうむった損害については、賠償の責めを負わない。	時間、その他管理上必要な条件を付すことができる。 (利用の不許可) <u>第6条</u> 教育委員会は、温水プール（ロッカーを含む。）を利用しようとする者が、公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき又は管理上支障があるときは、利用を許可しない。 (利用者の義務) <u>第7条</u> 利用者は、温水プール（ロッカーを含む。）の利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び<u>教育委員会</u>の指示に従わなければならない。 (許可の取消し及び利用の中止命令) <u>第8条</u> 教育委員会は、利用者が前条の規定に違反したとき又は公共の福祉のためやむを得ない理由があるときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用者に対して利用の中止を命ずることができる。 (使用料) <u>第9条</u> 利用者は、別表に定める<u>使用料</u>を前納しなければならない。 <u>2</u> <u>教育委員会</u>が、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の<u>使用料</u>を減免することができる。 (損害賠償) <u>第10条</u> 利用者が故意又は過失によって、施設又は附属設備等をき損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。 <u>2</u> 教育委員会は、<u>第8条</u>の規定に基づく利用の取消し等によって利用者がこうむった損害については、賠償の責めを負わない。 (過料) <u>第11条</u> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。 (1) <u>第5条第1項の許可を受けないで使用者</u> (2) <u>第7条の規定に違反した者</u> (3) <u>第8条の規定による許可の取消し又は利用</u>

新	旧																																												
別表（第 12 条関係）大口町温水プール利用料金 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="5">温水プール個人利用料</td><td>大人 1 回券</td><td>300 円</td></tr><tr><td>小・中学生 1 回券</td><td>100</td></tr><tr><td>幼児</td><td>無料</td></tr><tr><td>大人 11 回数券</td><td>3,000</td></tr><tr><td>小・中学生 11 回数券</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">温水プール専用料</td><td>大人 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)</td><td>1,600</td></tr><tr><td>中学生以下 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)</td><td>800</td></tr><tr><td>ロッカー専用料</td><td>1 個 1 月間</td><td>1,000</td></tr></table> 備考 1 回数券は、紛失しても再発行しない。 2 温水プール専用利用者が大人と中学生以下で構成される場合の単位は、大人とする。 3 ロッカーの専用開始日が月の途中となる場合の専用料の起算日は、専用開始日が属する月の 1 日とする。	区分	単位	金額	温水プール個人利用料	大人 1 回券	300 円	小・中学生 1 回券	100	幼児	無料	大人 11 回数券	3,000	小・中学生 11 回数券	1,000	温水プール専用料	大人 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	1,600	中学生以下 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	800	ロッカー専用料	1 個 1 月間	1,000	の中止命令に違反して使用した者 2 詐欺その他不正の方法により使用料の徴収を免れた者に対しては、前項の規定にかかわらず、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科すことができる。 （委任） 第 12 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。 別表（第 9 条関係）大口町温水プール使用料 <table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="5">温水プール個人使用料</td><td>大人 1 回券</td><td>300 円</td></tr><tr><td>小・中学生 1 回券</td><td>100</td></tr><tr><td>幼児</td><td>無料</td></tr><tr><td>大人 11 回数券</td><td>3,000</td></tr><tr><td>小・中学生 11 回数券</td><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="2">温水プール専用料</td><td>大人 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)</td><td>1,600</td></tr><tr><td>中学生以下 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)</td><td>800</td></tr><tr><td>ロッカー専用料</td><td>1 個 1 月間</td><td>1,000</td></tr></table> 備考 1 回数券は、紛失しても再発行しない。 2 温水プール専用利用者が大人と中学生以下で構成される場合の単位は、大人とする。 3 ロッカーの専用開始日が月の途中となる場合の専用料の起算日は、専用開始日が属する月の 1 日とする。	区分	単位	金額	温水プール個人使用料	大人 1 回券	300 円	小・中学生 1 回券	100	幼児	無料	大人 11 回数券	3,000	小・中学生 11 回数券	1,000	温水プール専用料	大人 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	1,600	中学生以下 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	800	ロッカー専用料	1 個 1 月間	1,000
区分	単位	金額																																											
温水プール個人利用料	大人 1 回券	300 円																																											
	小・中学生 1 回券	100																																											
	幼児	無料																																											
	大人 11 回数券	3,000																																											
	小・中学生 11 回数券	1,000																																											
温水プール専用料	大人 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	1,600																																											
	中学生以下 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	800																																											
ロッカー専用料	1 個 1 月間	1,000																																											
区分	単位	金額																																											
温水プール個人使用料	大人 1 回券	300 円																																											
	小・中学生 1 回券	100																																											
	幼児	無料																																											
	大人 11 回数券	3,000																																											
	小・中学生 11 回数券	1,000																																											
温水プール専用料	大人 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	1,600																																											
	中学生以下 1 時間 1 コース (1 時間未満は 1 時間とする)	800																																											
ロッカー専用料	1 個 1 月間	1,000																																											